

落札後の注意事項

1. 権利移転手続き

権利移転手続きについての説明

入札終了後に行政機関が落札者へメールにて、落札物件の区分番号、整理番号、行政機関の連絡先などをお知らせします。メールを確認後、できるだけ早く行政機関へ連絡し、権利移転手続きについて説明を受けてください。

必要な費用

■ 入札保証金の契約保証金への充当

落札者が契約を締結した場合、浜松市上下水道部が用意する「物品売払契約書」の契約保証金に関する条項に基づき、入札保証金は契約保証金に全額充当します。

■ 代金納付期限までに

売払代金の残金

- 売払代金の残額＝落札金額－契約保証金額（入札保証金額）
- 売払代金の残額は、浜松市上下水道部の定める売払代金納付期限までに納付する必要があります。

ご注意

- 上記費用は、それぞれ必要な期限までに一括で納付してください。
- 上記以外に必要な書類の郵送料、代金振込の際の振込手数料、その他所有権移転などに伴う費用は、落札者の方の負担となります。
- 入札終了後に浜松市上下水道部は、落札者の方にメールなどにより、契約締結に関する案内をします。契約書などを送付しますので、落札者の方は必要事項を記入・押印し、必要書類を添付して浜松市上下水道部上下水道総務課総務・防災グループへ提出してください。
 - ※ 詳しくは、「浜松市上下水道部インターネット公有財産売却ガイドライン」などをご覧ください。

■ 権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期

落札者が売払代金の残金を納付し、かつ、契約保証金が売買代金に充当された時点で所有権は落札者に移転します。

登録手続き完了までの期間

落札者ご本人様が登録手続きを行います。権利移転に伴う費用は落札者のご負担となります。なお、譲渡証明書や登録識別情報等通知書といった移転手続きに必要な書類については、請求に基づき浜松市上下水道部から発行します。

2. 重要事項

危険負担

契約締結から売却物件引き渡しまでの間に、当該物件が浜松市上下水道部の責に帰すことのできない事由により滅失または、き損した場合には、浜松市上下水道部に対して売払代金の減免を請求することはできません。

引き渡し条件

- 売却物件は、落札者が売払代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡すものとし、浜松市上下水道部は契約不適合責任を負いません。
- 売却物件は、一時抹消登録の状態で引き渡します。
- 運輸支局等での登録の手続きは、落札者が行ってください。その際に必要な費用は、すべて落札者のご負担となります。
- 引取り時には、必ず輸送手段をご準備ください。必要な費用も落札者のご負担となります。
- 引渡しは物品の保管場所にて行い、引渡し時期は売払代金の残金の納付を浜松市上下水道部が確認してから10日以内です。
- 物品の引き渡しを受ける際には、落札者本人確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、保険証、パスポート等）を提示してください。なお、代理人が物品の引き渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した委任状と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証を提示してください。
- 引き渡しを受けた後、浜松市上下水道部が契約書と併せて送付する「廃車車両受領書」を提出してください。

※物品については、中古品であることを十分理解し、入札してください。

※引渡し後の返品、交換、返金、減額等は、一切受け付けません。入札前に下見会にて現物をご確認ください

入札保証金の取り扱い

落札者は物件情報詳細ページなどに記載された契約締結期限までに、浜松市上下水道部と売却物件の売買契約を締結しない場合、参加申し込み時に納付した入札保証金は没収になります。

契約保証金の取り扱い

- 契約保証金は、物件情報詳細ページ等に記載された売払代金納付期限までに、浜松市上下水道部が売払代金の納付を確認できない場合、没収になります。

再利用時の遵守事項

- 落札した物品が車両の場合で再利用する場合は、車両に記載の「浜松市上下水道部の表示、番号、ステッカー等」を除去して使用してください。除去したことが確認できる作業前・作業後の写真を提出していただきます。
- 再利用しない場合は、自動車リサイクル法等に基づき適切に処理してください。破碎処理したことが分かる書類を提出していただきます。